

平成28年2月定例会の結果

1 請願書 2 陳情書 3 資料（請願・陳情文書表）

1 請願書

請願番号	件名	結果
請願第1号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出に関する請願	不採択

2 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第1号	精神障害者に対する他障害者並みに交通運賃割引を求める意見書採択に関する陳情	採択
陳情第2号	こども医療費助成制度に関する陳情	不採択

3 資料（請願・陳情文書表）

請願第1号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出に関する請願

陳情者 静岡市駿河区

全日本年金者組合静岡支部 支部長 新井昭寛

静岡市清水区

全日本年金者組合清水支部 支部長 柏本忠義

紹介議員 西谷博子 寺尾 昭 内田隆典 山本明久

[請願趣旨]

貴職におかれましては、静岡市民の生活向上と福祉増進のためにご尽力されておられる

ことに敬意を表します。

私たち年金者組合は、高齢者が心豊かに安心して生活でき、地域との絆を深め街づくりにも貢献できることを願い、とりわけ、生活に欠かせない命綱の年金の改善にも取り組んでいます。

厚生労働省は昨年4月からの年金を0.9%増額改定しました。しかしこれは、一昨年の物価上昇2.7%と実質賃金上昇率2.3%の低率の方を基準にした不当なものであるうえ、「特例水準」の解消による0.5%の減額と「マクロ経済スライド」の導入による0.9%の減額の結果導き出されたものです。さらに「特例水準」の解消により2013年1%、14年0.7%、昨年0.5%と計2.2%減額され、合計現在の年金額は3.5%も減額されました。

また、政府・厚生労働省は、「マクロ経済スライド」の適用を今後30年間も続けて、毎年1%程度の年金引下げを見込み、そのうえ、この仕組みをデフレ経済下でも発動できるように法改定を狙っています。

年金の実質低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療、介護保険料の負担増のもとで、高齢者・年金生活者にとってはトリプルパンチとなり、生きる糧の食生活さえ切り詰めるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権さえ脅かしています。

いま、年金は地域経済にとっても重要な位置を占めています。静岡市の市民総所得（25,387億円）に占める年金総額（2,856億円）の比率は11.25%にもなっています。この年金額の2.2%、約63億円が過去3年間で減額されました。しかも今後29年間「マクロ経済スライド」による毎年1%ほどの減額を狙っています。このことによる地域経済への影響は計りしれないものがあります。同時に市の税収にも大きな影響を与えるでしょう。

年金の削減は高齢者だけの問題ではありません。低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が2,000万人にも増大し、年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を超える異常となるなか、「将来の年金受給者」にとっても大変深刻な問題です。

いま必要なことは、年金への不安を取り除くことです。そして年金に対する信頼を取り戻すことです。

つきましては、静岡市議会として、国会または関係大臣あて、別紙（案）により意見書を提出していただくようお願いします。

[請願事項]

- 1 別紙意見書を国会又は関係大臣に提出していただくこと

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）

高齢化社会の進展と同時に、無年金者、国民年金のみの者や低年金の生活者が増え、高齢者の生活の悪化がマスコミでも取り上げられるようになっていきます。一方、非正規雇用労働者の増加は、同時に低賃金労働者を生み出して、若者だけでなく、現役各世代にわたって、現在と将来の生活への不安を駆り立てています。

これらのことは、地方の経済にも大きな影響を与えています。当静岡市に於ける年金支給額は、市民総所得の11.25%にもなっています。またこの3年間の年金削減は、およそ、63億円にも昇るものとなっています。市内の中小の商店の経営は苦しく、閉鎖を余儀なくされています。

正規雇用の拡充などの雇用対策や、最低賃金のアップ、同一労働同一賃金などの根本的対策の実施を柱にし、税金の応能負担による国の財政健全化により、年金財政の安定と持続可能な年金制度が確立できます。当然、「マクロ経済スライド」の適用も必要なくなります。政府にあっては、国民の懐を豊かに、暖かくすることにより国の経済の好循環を実現することを強く要望します。

「最低保障年金制度」については、国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」（社会権委員会）が、わが国に対して2001年と2013年の2度にわたり制度の創設を勧告しています。また、先に、全国の指定都市市長会（2005年）や全国市長会（2006年）も要望書を提出したように、「最低保障年金制度」の創設は急務となっています。

よって、下記の事項をはじめ、国民の命と暮らしを守り、人間としての尊厳を守る社会保障の確立に向けて、一層の施策の実施が図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること
- 2 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること
- 3 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること
- 4 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと

衆議院議長	宛
参議院議長	宛
内閣総理大臣	宛
厚生労働大臣	宛

陳情第1号

精神障害者に対する他障害者並みに交通運賃割引を求める意見書採択に関する陳情

陳情者 静岡市葵区

特定非営利活動法人静岡市静心会 理事長 柿下一夫

静岡市清水区

特定非営利活動法人しいの木

ワークステーションどんぐりの会 家族会 会長 三浦啓輔

静岡市清水区

特定非営利活動法人清水地域精神保健福祉心明会 理事長 久保田兼子

[陳情趣旨]

精神障害者が公共交通機関を利用して移動する際の運賃・料金について、身体並びに知的障害者と同等の割引を適用するべく、静岡市議会において意見書を採択し国の関係機関に提出してください。

[陳情理由]

障害者が公共交通機関等を利用する場合の運賃、料金に割引制度があることは一般に知られています。身体障害者は昭和25年、身体内部障害者は平成2年、知的障害者は平成3年から、JR（国鉄）、民間鉄道、航空、バス、タクシー、旅客船の運賃と有料道路の通行料金が割引対象とされてきました。（障害者手帳等級、介護者の有無に関し細部規定があります）

しかし精神障害者については、静岡県内でも改善されてきたように一部民鉄と路線バス運賃の割引適用もありますが、全国的には、JR、航空を代表として大半の交通機関は、精神障害者の運賃割引を認めていません。

全国精神保健福祉会連合会が全国的に実施した精神障害者生活実態アンケート調査結果（回答者4,800人）によりますと、精神障害者の1か月の平均収入は6万円、そして無年金者は約20%にも上りました。そして交通運賃の負担が大変なため「作業者を退所した」「どこにも行けない」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らかになっています。

ご案内のように平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されます。障害者権利条約第20条には「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択するとき、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な処置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と謳っています。

つきまして、貴静岡市議会において、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同等に、交通運賃割引制度の適用を求める意見書を採択し、国の関係機関に対して提出していただきたく陳情いたします。

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書（案）

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されてきました。

運賃割引を実施している交通機関等事業者は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか高速道路に及んでいます。

しかしながら、精神障害者については、平成9年～10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃割引を求めて大規模な署名活動を実施していますが割引は実施されず、以後、全国的には一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったものの、精神障害者を対象としていない体制は基本的に変わっていません。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会（全福連）が実施した精神障害者に対するアンケート調査結果（回答約4,800人）によると、精神障害者の1か月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%に上がりました。

そして、交通費の負担が大変なため「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らかになりました。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年1月に日本が批准した国際法・障害者権利条約はその第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時期に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規制、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と謳っています。

交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを対象としていないという現状については、上記の障害者権利条約に照らした対応が求められます。

従って精神障害者にも、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引を速やかに実現するよう、交通機関事業者に対して強く働き掛けることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

陳情第2号

こども医療費助成制度に関する陳情

陳情者 静岡市駿河区
静岡県保険医協会 理事長 間間 元

[陳情趣旨]

貴職におかれましては日々県民の健康福祉向上にご尽力のことと存じます。

私ども静岡県保険医協会は国民医療の向上を目指し県下2,350名の医師・歯科医師で組織する団体です。

さて、静岡県内では中学3年までを対象とした「こども医療費助成」を行っています。また35市町中、16の市町で入院時食事療養費を助成の対象としていますが、残念なことに貴市では対象外となっています。

私どもが行いましたアンケートでは、入院時食事療養費について「今後、助成の対象としますか」との問いに「予定していない」との回答が寄せられています。

医療保険制度改革関連法の成立により入院時食事療養費が現行の260円から平成28年度より1食につき100円引き上げられ360円となります。また平成30年度にも100円の引上げが行われ460円となります。1日3食で1,380円、1か月30日では41,400円となり、実に18,000円もの負担増となります。

このような負担増では、お金の心配なしに安心して医療を受けられない状況になります。「入院時食事療養費を助成の対象外」とすることは、こども医療費助成制度の趣旨である「保護者の経済的負担軽減」から鑑みて、納得できるものではありません。

国は「入院時食事療養費」のひきあげは「入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から」と説明しますが、大人も子供も同一の金額であり保護者の負担は大変なものがあります。

つきましては、入院時食事療養費を助成の対象にして頂けるよう陳情いたしますので実現下さるようお願いいたします。

記

[陳情事項]

- 1 入院時食事療養費を助成の対象にしてください